

令和8年度

茨木市 防犯カメラ設置事業 補助の手引き

制度の目的

- 犯罪の発生抑止を促進し、安全で安心な都市の実現を図るため

補助対象団体

- 本市に登録のある自治会
- 概ね小学校区ごとの地区連合自治会

事前申請期間

- 令和8年5月15日(金)～令和8年6月30日(火)

令和8年度より補助率が**2分の1**になっています。補助上限額に変更はありません。
※内容は、4ページをご覧ください。

申請を希望される際は、次ページ以降をよくご確認ください。

申請をご検討の皆さまへ

【重要!】

申請する前に必ず読んでください!

以下の理由で、キャンセルとなる団体が多くなっております。最初にご確認をお願いいたします。

① 設置費用が想定より高くなった

設置場所やカメラ性能によりますが、平均設置費用は1台あたり30万円程度です。特に電柱に設置する場合は無線通信機能が必要など設置できるカメラが限定されるため、さらに高額になる場合もあります。

「設置」については総意を得ていたが、「費用が高い」ため総意が得られなくなった、又は「2台→1台」に変更になったケースがあります。早めに見積を取得し、費用面も踏まえて**団体の総意**を得てください。

② 申請期限に間に合わない

電柱に設置する場合に、許可申請手続するのが遅くなったため、補助金の申請期限に間に合わず、断念するケースがあります。

電柱への設置は許可申請手続が大変で想像以上に時間がかかったという声をよく聞きます。手続きは早めに進めてください。申請期限に間に合わない場合、補助金を支払うことができません。



③ 設置許可が下りない

- ・許可申請先（関西電力・NTT・個人宅など）から許可が下りない
- ・設置場所周辺住民の反対（自分の家が撮影範囲内に入ってしまったため）

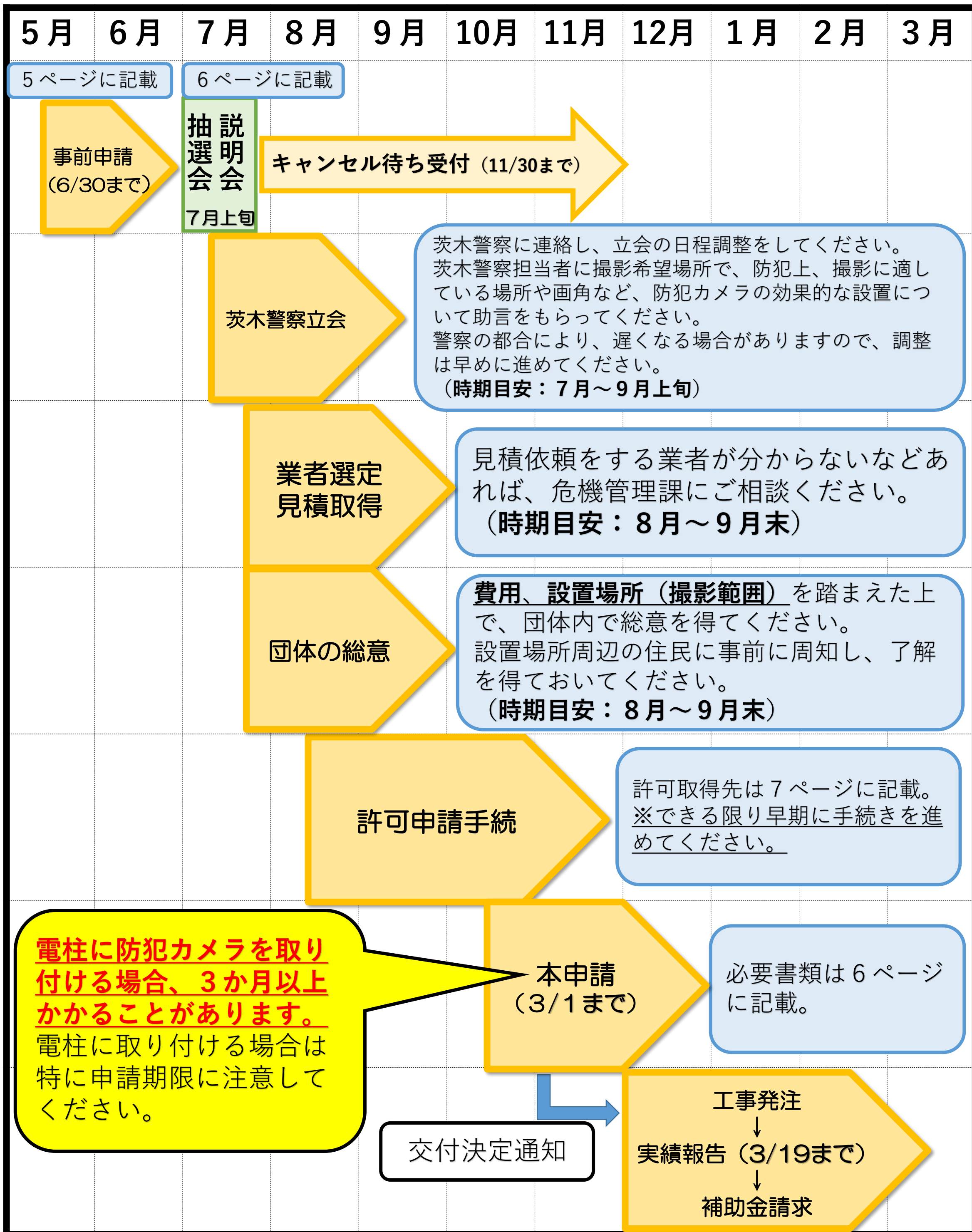
などにより、設置ができず断念するケースがあります。早期に判明すれば、別の設置場所を検討できる場合もありますので、許可申請や周辺住民への周知は早期に進めてください。

例年、キャンセル待ちの団体がございますので、やむを得ずキャンセルする場合は、すぐにご連絡ください。

申請手続は早期に進めていただき、分からないことがあれば危機管理課にご相談ください。

全体のスケジュール(詳しくは4ページ以降をご覧ください)

時期については目安を参考に余裕をもって手続きを進めるようお願いいたします。



設置可能な場所

不特定多数の者が利用する公共空間を2分の1以上撮影する場所に設置することができます。

■ 設置可能な場所の例

- ・道路(歩道を含む)を撮影する場所
- ・公園内を撮影する場所

■ 設置できない場所の例

- ・マンションの敷地内のみを撮影する場所
- ・駐車場や駐輪場のみを撮影する場所
- ・ごみ置き場のみを撮影する場所

補助に必要な条件

以下のすべての条件を満たす場合に補助を受けることができます。

- 1 補助対象団体の総意であること
- 2 茨木警察署の助言を受けること
- 3 撮影場所が設置団体の区域内でかつ**2分の1以上が公共空間**であること
- 4 防犯カメラの設置後、**6年以上**適切に維持管理すること
- 5 管理規程を定め、適切な管理を行うこと
- 6 防犯カメラの設置を示すプレート等を設置すること
(ただし、プレート等を設置する際には、市の指定する管理番号を記載すること)

補助の対象になる経費

以下に係る費用が補助の対象になります。

- ・防犯カメラ、録画装置等の機器の購入(賃借)に要する経費
- ・専用ポール設置工事費
- ・ケーブル設置工事費
- ・防犯カメラの設置を示すプレート等の設置に要する経費
- ・その他防犯カメラの設置に必要な経費

<例>関西電力申請時の事前調査費用、NTT申請時の住民票発行手数料、警察への道路使用許可申請費用など

※常時監視モニターは対象外です。

補助率・補助限度額・補助台数

経費が20万円の場合

- 補助率:補助対象経費の**2分の1**
(賃借の場合は設置した初年度の経費の2分の1)

10万円	10万円
------	------

補助額

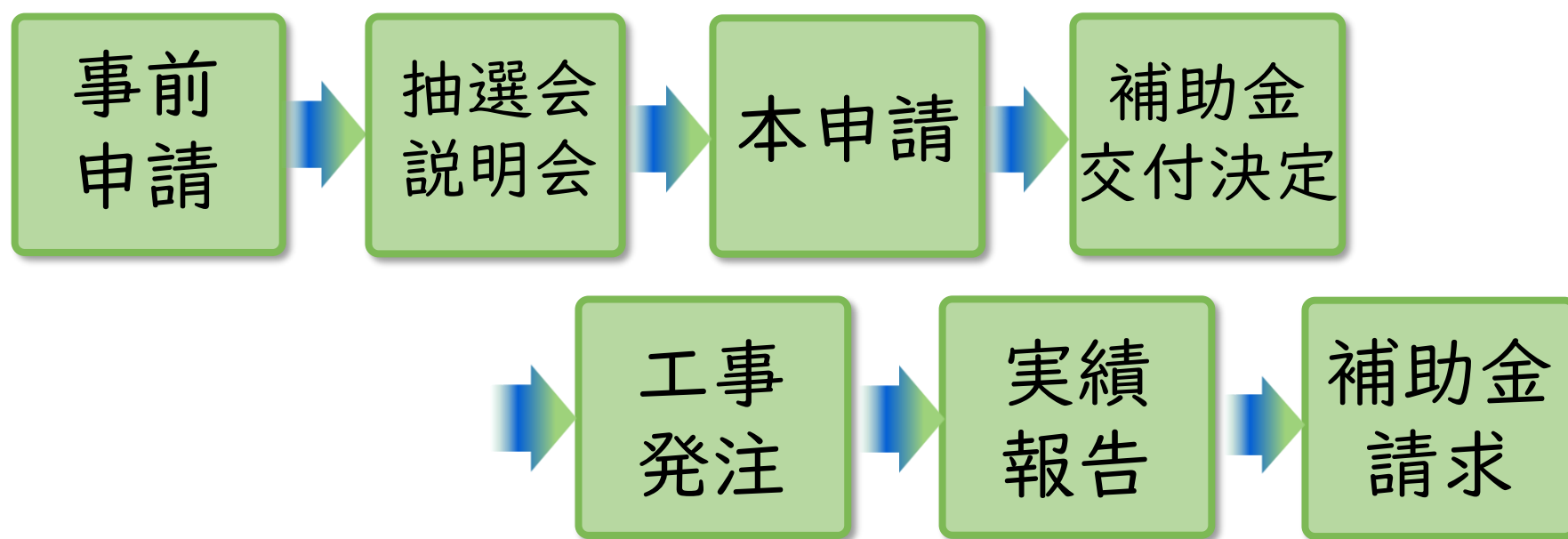
負担額

- 補助限度額:**15万円**/1台
(補助金額の1,000円未満は切り捨て)

- 補助台数:1団体2台まで
(全団体補助合計台数20台)

令和8年度より補助率がこれまでの4分の3から**2分の1**になっています。

補助申請全体の流れ



**※補助金交付決定が下りてから、工事をしてください。
(決定前に工事をすると補助金を払えません!)**

事前申請について

- 申請期間:5月15日(金)~6月30日(火)(必着)
- 提出方法:添付の事前申請書又は事前申請フォームより申請をしてください。



事前申請フォーム

- 事前申請時に以下のことにご注意ください。
 - ・撮影予定場所は必ず記載してください。
(例)茨木市〇〇一丁目〇番の〇〇交差点
 - ・具体的な設置予定場所まで決まっている場合は、詳細な場所まで記載してください。
(例)茨木市〇〇二丁目〇番〇〇商店前北側街路灯
(例)茨木市〇〇町〇番〇号交差点内電柱
(例)△△公園内東側電灯
 - ・設置予定場所が4ページ「設置可能な場所」に該当するかご確認ください。
分からない場合は、危機管理課にご連絡ください。
 - ・本申請時には団体の総意が必要です。事前申請時点で、団体内で一度手引きを確認の上、申請してください。

申請期限:令和8年6月30日(火)(必着)



事前申請が予算額(予算台数)を超えた場合は、抽選会を行います。抽選会後に当選団体向けに説明会を実施いたします。なお、抽選会・説明会への参加は任意となりますが、参加されない場合は、抽選は職員が代理で実施いたしますので、ご了承ください。

①抽選会について

- ・7月上旬に抽選会実施を予定しています。
- ・事前申請の抽選で外れた団体は、キャンセル待ちとなりますのでご了承ください。また、抽選後もキャンセル待ちを受け付けますが、順番については事前申請の抽選で外れた団体より後となります。(キャンセル待ち期限:11月30日)
- ・抽選は、申請台数に関わらず、団体毎の抽選となります。

②申請が予算台数を超えない場合

- ・事前申請していただいた団体は、すべて正式な申請団体と決定します。
- ・予算台数を超えるまで、随時申請を受け付け、超えた後は、キャンセル待ちとして受け付けます。(申請及びキャンセル待ち期限:11月30日)

③説明会について

- ・抽選会当日、当選団体向けに、今後の申請手続きについて説明会を実施いたします。是非ご参加ください。
- ・抽選会の実施がない場合は、説明会のみ開催いたします。

本申請に必要な書類

以下の書類を準備のうえ、危機管理課まで本申請をしてください。
抽選会・説明会後に本申請を予定している団体に必要な書類を送付します。
また、ホームページにて必要な書類はダウンロードすることも可能です。

茨木市 防犯カメラ補助金

検索

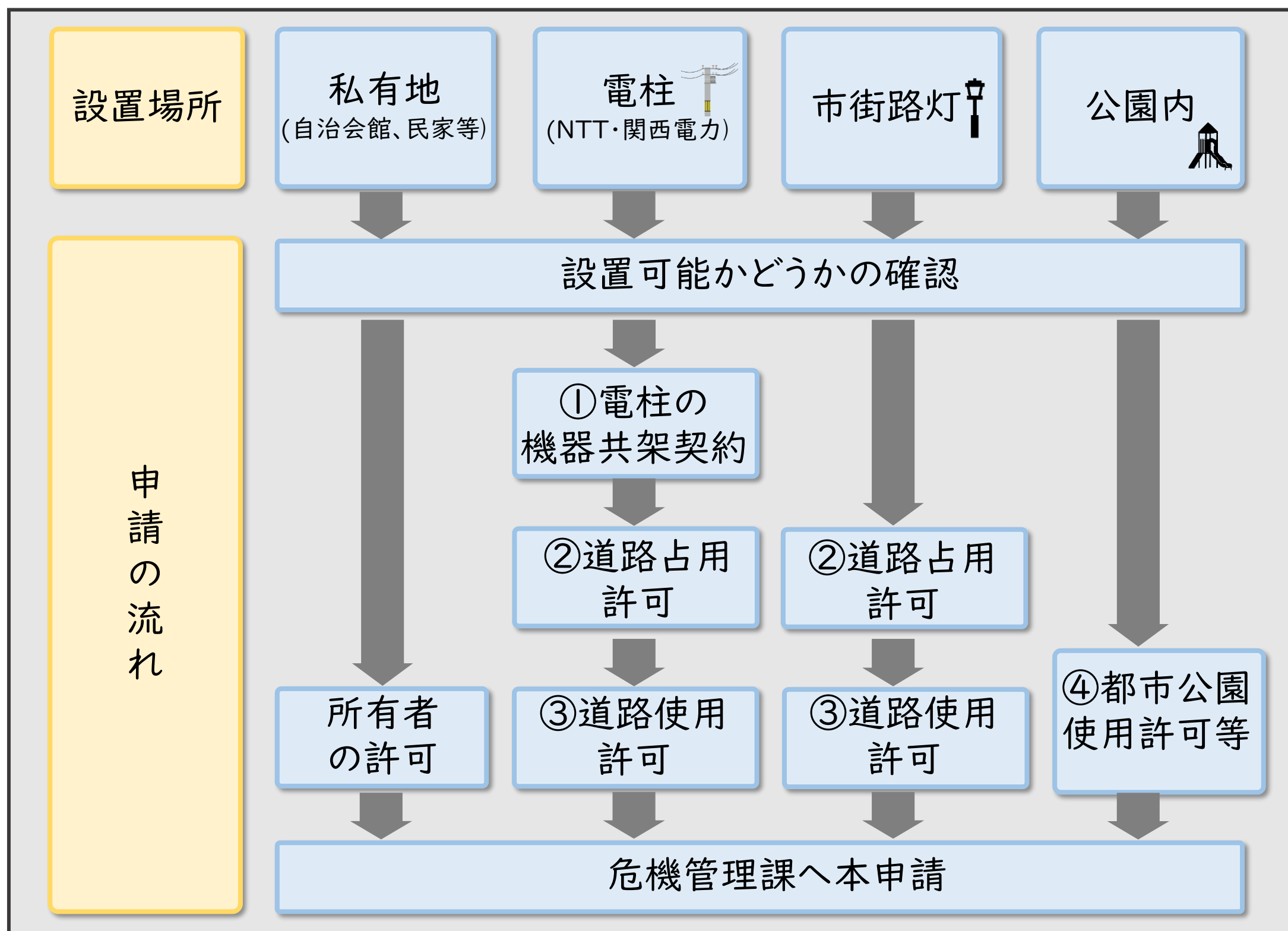


- 1 茨木市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書(様式第1号)
- 2 防犯カメラの購入又は賃借に要する費用の見積書
- 3 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等の書類
- 4 防犯カメラを設置する場所の現況写真
- 5 防犯カメラを設置する場所及び撮影対象区域を表示した、付近見取図
- 6 設置場所の所有者の同意を得たことを証する書類(主に私有地)
- 7 防犯カメラ等の設置について許可を受けたことを証する書類(主に電柱、道路等)
- 8 設置について当該団体の総意であることを証する書類(総会の議事録等)
- 9 茨木警察署の助言を受けたことが分かる書類
- 10 防犯カメラの管理規程

提出期限:令和9年3月1日(月)

許可取得の流れ

本申請に必要な許可は下記の申請の流れや連絡先を参考に取得してください。



※設置場所によっては上記の流れにならないこともあります。

許可等取得の連絡先と取得期間(目安)

許可等	連絡先	電話番号	取得期間
①電柱の 機器共架契約	関電サービス株式会社	06-6672-6786	約3か月
	(株)NTTフィールドテクノ関西支店	下記インターネットのみ	約2か月
②道路占用許可	市役所南館4階 建設管理課	072-620-1650	約2週間
③道路使用許可	茨木警察署	072-622-1234	約2週間
④都市公園使用許可等	市役所南館4階 公園緑地課	072-620-1654	約2週間

※電柱の機器共架契約の手続きについてはホームページにてご覧いただくことも可能です。

関電柱 <http://www.kandensv.co.jp/service/management/kyouga/index.html>

NTT柱 <https://www.ntt-west.co.jp/tenga/>

※NTT柱は今年度より、添架申請にかかる手続きがWEBシステムのみでの受付となっています。



補助金交付決定後、正式に業者へ設置工事を発注してください。設置工事終了かつ業者への支払い完了後、次の書類を危機管理課にご提出ください。

- 1 茨木市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書(様式第6号)
- 2 防犯カメラの設置に係る契約書、請書等
- 3 防犯カメラの設置に係る仕様書及び設置図面
- 4 防犯カメラの設置に係る工事完了届又は納品書
- 5 防犯カメラの購入(賃借)の費用に係る領収書の写し等
- 6 設置を示すプレート等を含めた防犯カメラ設置後の現況写真(※)
- 7 設置した防犯カメラで撮影した映像の静止画

(※)プレート等を設置する際には、市の指定する管理番号を記載すること

提出期限: 令和9年3月19日(金)

補助金請求

実績報告の審査後、補助金額の確定をお知らせします。確定後、茨木市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書(様式第8号)を作成し、危機管理課へご提出ください。
(請求から30日以内にお支払いします。)

主な注意事項(再掲含む)

注1 防犯カメラの設置場所について

不特定多数の者が利用する公共空間を2分の1以上撮影する場所に設置していただく必要があります。マンション・アパート等の敷地内や駐車場・駐輪場またはごみ置き場のみを撮影する場所に設置する防犯カメラについては、補助の対象外となります。

注2 防犯カメラ映像の閲覧について

撮影した映像は個人情報になるため、機器の管理上必要な場合、または事件捜査のため警察から映像データの提出の要請があった場合などを除き、閲覧・提供を行うことはできません。

注3 防犯カメラを設置することの団体の総意について

団体の総意については、各団体の規約等に基づき、必要な過程を経た上で決定いただきますようお願いいたします。また、カメラ設置後のトラブルを防ぐために、自治会員や設置場所周辺の住民に対しては、丁寧な周知・説明をお願いいたします。

注4 防犯カメラ設置工事の契約・発注について

補助金交付決定がおりてから、工事の契約・発注をしてください。補助金交付決定より前に工事の契約・発注をしてしまった場合や、既に設置済の防犯カメラについては、補助の対象外となり、補助金の支払いはできません。

注5 当選後の辞退について

7月上旬に予定しております抽選会で当選後、事情により辞退される場合は、必ずご連絡ください。辞退する団体が出た場合、キャンセル待ちの団体が順に当選となります。

その他、不明点等ございましたら、危機管理課までお問い合わせください。

よくある質問(FAQ)



Q1 以前補助を受けて設置した防犯カメラを修理したいので、補助対象となりますか。

A1 新しく防犯カメラを設置される場合のみ補助対象となり、修理は補助対象ではありません。補助を受けた防犯カメラについては、原則、設置後6年間は適切に維持管理を行ってください。落雷等のやむを得ない事態により故障した場合は、撤去していただくかまいませんが、撤去前に危機管理課にご連絡いただきますようお願いいたします。

Q2 防犯カメラの設置を示すプレート等の大きさや表記方法などは決まっていますか。

A2 「防犯カメラ作動中」等防犯カメラを設置している旨の文言と市が指定する「管理番号」、設置した団体名(●●自治会など)をプレート等に記載していただき、防犯カメラの設置している場所の見やすい位置にプレート等を設置してください。大きさの規定はありませんが、設置場所によっては制限される可能性があります。

市が設置している防犯カメラにはPET素材のもので「400mm×70mm」、「500mm×100mm」の2種類の大きさの告知板を設置しています

Q3 管理規程はどのように作成すればいいですか。

A3 管理規程にて、防犯カメラの設置目的、防犯カメラの管理責任者、撮影された画像の利用及び提供の制限等を定めていただきます。抽選会・説明会終了後に本申請予定の団体には管理規程のひな型を送付いたします。

【申請・問合せ先】

茨木市 総務部 危機管理課 安全管理係

TEL 072-620-1617

FAX 072-624-9249

E-mail kikikanri@city.ibaraki.lg.jp